

保健所の業務は、地域保健法に規定されており、主な業務としては、対人保健サービスと対物保健サービスに大別されます。

- 1 対人保健サービスとは…住民に対して相談、啓発、指導等を行うとともに、サービスの調整を行う業務
- 2 対物保健サービスとは…医療関係施設や生活衛生施設等への許認可や監視指導を行う業務

府保健所

対人

母子保健

医療的ケア児や重症心身障がい児への訪問指導、療育相談 等

難病対策

訪問指導、難病患者家族会 等

精神保健

訪問指導、精神保健福祉相談 等

結核・感染症

発生動向調査、結核の管理検診、接触者健診 等

健康危機管理

災害等危機発生時の情報収集、関係機関調整、医療の確保 等

食品衛生

飲食店の許可・監視・指導 等

環境衛生

公衆浴場・理美容院等の営業の許可・立入検査 等

医療・薬事

病院・診療所・医療法人・歯科技工所等への立入検査 等

対物

広域的・専門的・技術的拠点としての機能

市保健センター

対人

母子保健

母子健康手帳の交付
妊産婦健診・訪問
新生児訪問
乳幼児健診
未熟児専門相談
未熟児家族交流会
アレルギー専門相談 等



成人保健

特定健診・特定保健指導
各種がん検診
成人歯科健診
禁煙相談
予防接種 等



住民に身近な保健サービスの提供

※ 対人保健サービスについては、既にその多くを基礎自治体である市が担っています。保健所の対人保健サービスは、専門的技術を要すると同時に、多種の保健医療職種によるチームワークを要するサービスという特徴があります。